

令和 7 年 1 月 15 日

令和 7 年登米市議会定例会 1 月招集議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報 告 第 1 号	令和6年度登米市一般会計補正予算（専決第4号）に係る専決処分の報告について	5
報 告 第 2 号	登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	7
議 案 第 1 号	令和6年度登米市一般会計補正予算（第7号）	別冊

報告第 1 号

令和 6 年度登米市一般会計補正予算（専決第 4 号）に係る 専決処分の報告について

令和 6 年12月26日、令和 6 年度登米市一般会計補正予算（専決第 4 号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 月15日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

令和 6 年度登米市一般会計補正予算（専決第 4 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 12 月 26 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別冊)

報告第2号

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

令和6年12月24日、登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年登米市条例第42号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和7年1月15日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和6年12月24日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年登米市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

